

令和7年7月31日開催

令和7年度
燕市農業委員会第4回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月31日(木曜日)

午前9時30分～午前9時51分

2. 開催場所 燕市役所 委員会室

3. 出席委員(25名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	23番 小杉 祥子
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	24番 三浦 哲郎
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	25番 澁木 誠治
6番 阿部 恵作	17番 大矢 陽子	26番 江口 保
7番 山田 直子	18番 玉木 美奈子	
8番 岩野 稔	19番 澤口 隆行	
9番 山崎 登美雄	20番 土田 喜七	
10番 江辺 耕一		

4. 欠席委員

欠席 1名 16番 志田 晃

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第13号 農地の転用事実に関する照会について

報告第14号 地域計画変更(案)に関する意見について

(4) 議事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地転用事業計画変更承認申請について

- 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 16 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に
関する意見について
議案第 17 号 あっせん申出に係る農地中間管理機構への買入協議の決定に
ついて

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

26 番 江口 保 1 番 小川 芳秀

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 16 番 志田 晃委員であります。各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 4 回総会を開会致します。それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 26 番 江口 保 委員及び 議席番号 1 番 小川 芳秀 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。会長報告第 12 号から第 14 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 35 番 桜町字居掛、他の田畑、計 5 筆、577 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、4 件、9 筆、1,256 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 39 番 大関字東川根の田、計 11 筆、9,613 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、1 件、11 筆、9,613 m²となります。</p> <p>合意解約の総合計は、5 件、20 筆、10,869 m²となります。</p>

事務局	<p>続きまして、会長報告第13号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号8番 柚木字前郷屋の畑、1筆、19㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。令和7年2月28日、燕農委第15451号、農地法第5条、宅地分譲。用途地域であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第14号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。</p> <p>地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。</p> <p>申請番号17番から22番の7筆、2,188㎡について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>それでは、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号8番 中島字堤外の田、1筆、85㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号9番 桜町字居掛の畑、1筆、52㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は、議案資料の2頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号10番 桜町字小屋場の田、計2筆、319㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料の3頁をご覧ください。</p>

事務局	受付番号 11 番 長辰字辰ノ口、他の田、計 6 筆、5,877 m ² 、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料の 4 頁をご覧ください。
事務局	以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。
事務局	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 7 月 23 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	7 月 23 日、午前 9 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 3 事前審査委員会、出席委員 10 名による審査を行いました。審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」4 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 14 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 14 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。
事務局	受付番号 4 番 吉田鴻巣字七島の田、1 筆、198 m ² 、当初計画では住宅を建設する予定でしたが、都合により断念し、承継

	<p>者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の5頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>「農地転用事業計画変更承認申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議長	<p>それでは議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号17番 小高字未明の畑、1筆、591㎡、転用目的は駐車場18台。契約内容は売買、令和7年11月20日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6頁をご覧ください。</p> <p>自動車整備業を営んでおり、当該地を購入し、駐車場18台を整備するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 18 番 秋葉町四丁目の田、1 筆、304 m²、転用目的は住宅。契約内容は賃借権、令和 7 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが手狭となったため、当該地を借受け、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 19 番 吉田鴻巣字七島の田、1 筆、198 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 8 年 6 月 10 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 5 頁へお戻りください。先ほど事業計画変更 4 番で説明した案件であります。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 20 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、131 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買。令和 7 年 12 月 13 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>現在実家に住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願いします。

	い致します。
小川委員長	審査の結果「農地法第5条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第16号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第16号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」であります。
事務局	貸借の移転であります。 番号1番に始まり、番号11まで1件、計11筆、14,229㎡、残期間は令和17年3月31日までの9年になります。
事務局	番号12番1件、1筆、333㎡、残期間は令和13年2月5日までの5年になります。
事務局	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、12筆、意見は特になかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の12筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の12筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第17号「あっせん申出に係る農地中間管理機構への買入協議の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第17号「あっせん申出に係る農地中間管理機構への買入協議の決定について」であります。</p>
事務局	<p>買入協議は、農地の所有者から農業委員会に対し、農地を売りたい旨の申出があった場合に、農業委員会が地域計画の達成に資する見地から、農地中間管理機構による買入が特に必要と認めた場合に行う制度です。土地所有者から所有権移転のあっせん申出があり、対象農地は溝古新字石塚の田、他計11筆、29,815㎡です。理由につきましては、あっせん委員会を開き、利用関係の調整を図りましたが、売買価格の要望や一部圃場の状況が悪いなど、買い手の調整が不調となりました。地域計画の達成に資する見地からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図る必要があると判断されるため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると考えますので、承認を頂いた後、市に対して、農業経営基盤強化促進法第22条第2項に基づき、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を申出者に対して通知するよう要請します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

小川委員長	<p>審査の結果、あっせん申出に係る農地中間管理機構への買入協議の決定について、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、あっせん申出に係る農地中間管理機構への買入協議の決定について、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 16 号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 4 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前 9 時 51 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
